

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月24日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 石 田 麻 里 菜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 9日午前9時00分から 令和 8年 1月16日午後5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 1月23日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所岸和田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月13日 午前 9時50分 場 所 大阪地方裁判所岸和田支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 340, 000 1, 872, 000	一括	468, 000	36, 596	9, 375
1	1, 000, 000				
2	1, 340, 000				
			</		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 阪南市自然田 |
| | 地 番 | 1915番72 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 132.25平方メートル |
| 2 | 所 在 | 阪南市自然田1915番地72 |
| | 家屋 番号 | 1915番72 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 66.61平方メートル
2階 63.01平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年10月24日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 石 田 麻 里 菜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

売却対象外の土地(地番592番6)を通行のため無償で利用している。

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 阪南市自然田 |
| | 地 番 | 1 9 1 5 番 7 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 3 2 . 2 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 阪南市自然田 1 9 1 5 番地 7 2 |
| | 家屋 番号 | 1 9 1 5 番 7 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6 . 6 1 平方メートル
2 階 6 3 . 0 1 平方メートル |



令和 7 年(ヌ)第 19 号
令和 7 年 7 月 8 日受理
令和 7 年 8. 月 -4 日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所岸和田支部

執行官 山 内 恒 雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 阪南市自然田 |
| | 地 番 | 1 9 1 5 番 7 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 3 2 . 2 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 阪南市自然田 1 9 1 5 番地 7 2 |
| | 家屋 番号 | 1 9 1 5 番 7 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6 . 6 1 平方メートル
2 階 6 3 . 0 1 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示等	阪南市自然田1915番地の72				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 種類： 構造： 床面積： </td> </tr> </table>			{	種類： 構造： 床面積：
{	種類： 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding-left: 5px;"> 地方裁判所 保管開始日 </td> </tr> </table> 令和 年 月 日			[	地方裁判所 保管開始日
[	地方裁判所 保管開始日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 表札等の表示

表札の表示 債務者の姓

■ 目的土地の現況について

- 1 概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、地積は概ね公簿どおりであると思われる。ただし、目的土地についての公図は法務局に備え付けられておらず、境界が判然としないので、正確には専門家による調査を要する。
- 2 目的土地は、目的建物の敷地となっている。
- 3 阪南市役所で調査したところ、目的土地は建築基準法上の道路に接していない。その他、接面道路については評価書を参照されたい。

■ 目的建物の現況について

- 1 形状は、概ね間取略図のとおりであった。
- 2 内部の状況は別紙添付写真のとおりであり、家財道具、日常生活用品等の動産類が存在した。
- 3 内壁、柱、建具に損傷、天井にシミ、床面に剥離が見られた。
- 4 その他、経年によるものと思われる劣化、損耗が認められた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者の家族	1 目的建物には、債務者が家族とともに居住しています。目的土地、目的建物は、どの部分も誰にも貸していません。 2 約20年前に目的建物のオール電化工事をしました。工事費用の支払いは終わっています。 3 目的建物内で、猫を3匹飼育しています。 4 洗面室の天井のシミは、約10年前にベランダの水道から水が漏れたときのものだと思います。今はベランダの水道を止めていますので、水漏れはありません。目的建物の壁などに損傷がありますが、雨漏りはしません。 5 目的土地の前の道の通行について、契約はなく、通行料等の金銭の授受もありません。 以上

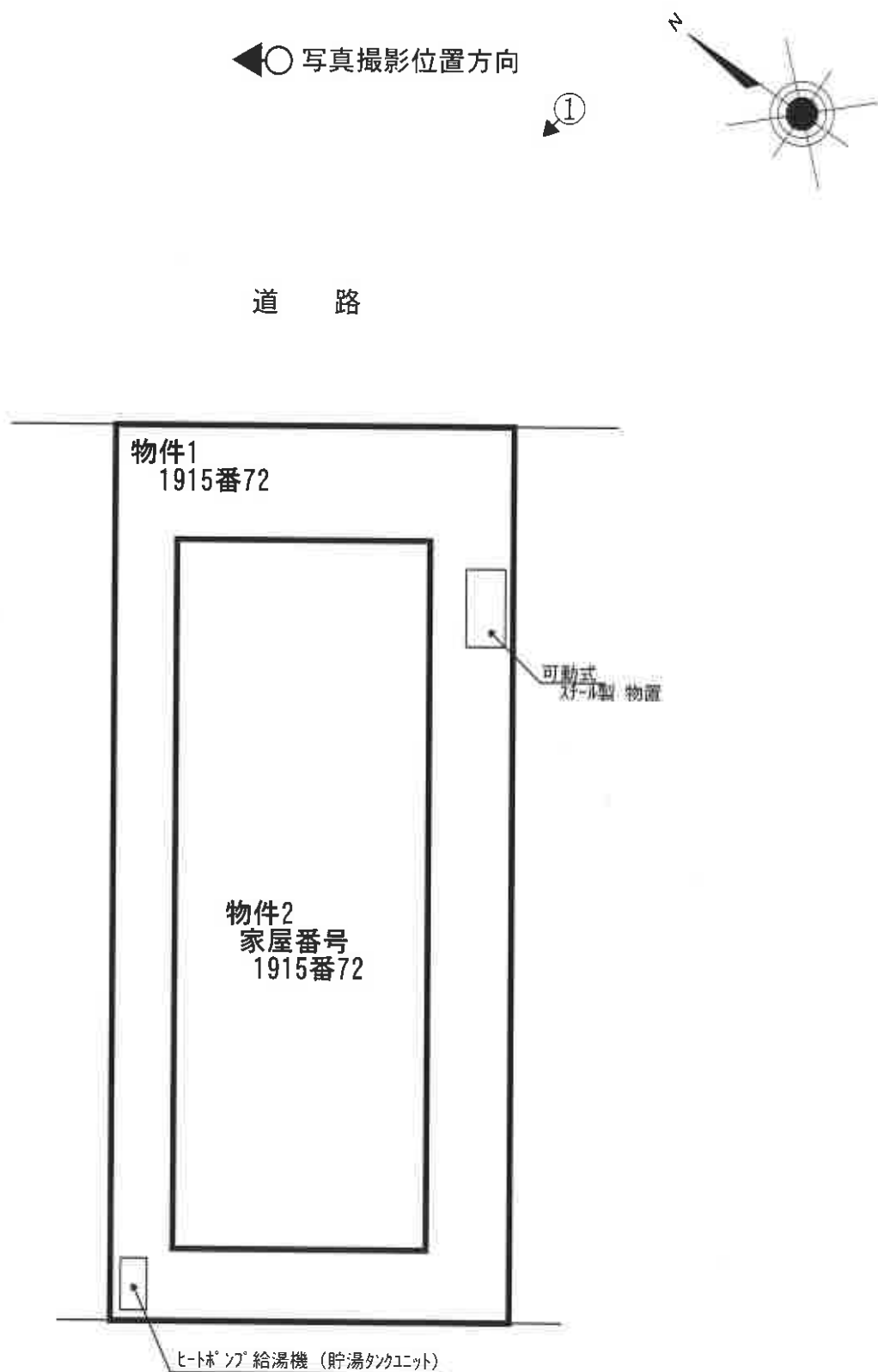
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 7月 9日 12:50-13:05	大阪法務局 岸和田支局	建物図面等調査
7年 7月14日 9:55-10:05	物件所在地	物件及び占有確認、連絡文書投入
7年 7月14日 10:20-10:40	阪南市役所	道路等調査
7年 7月17日 : - :	執行官室	債務者へ照会・連絡要請文書送付
7年 7月24日 10:10-10:15	物件所在地	在宅要請文書投入
7年 7月29日 14:20-14:50	物件所在地	債務者の家族立会いのもと立入調査・評価人帯同
年 月 日 : - :		
(特記事項) ■ 令和 7年 7月29日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、証人及び解錠技術者を同行して臨場した。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、 を証人として立ち会わせ、解錠の上建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

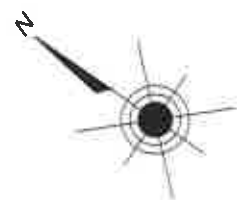
令和7年（又）第19号



間取略図

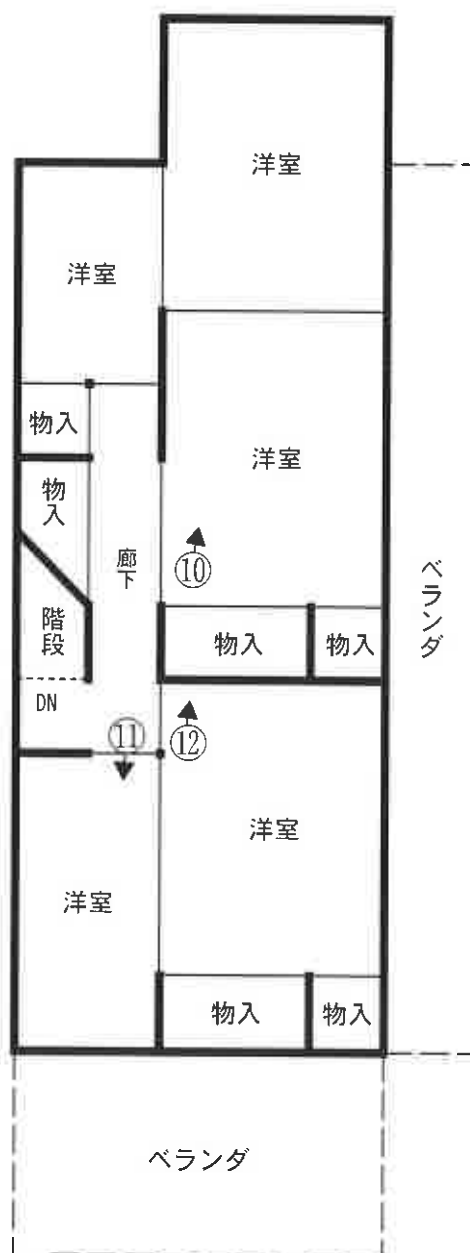
令和7年（又）第19号

◀○ 写真撮影位置方向



1階平面図

2階平面図



目的建物

①



②





③



④

床面の剥離部分

(9 枚目)



⑤



⑥

天井のシミ

(10 枚目)



⑦



⑧



⑨

内壁等の損傷



⑩



⑪



⑫

内壁の損傷

(13 枚目)

令和7年（又） 第19号
令和7年7月29日 現地調査
令和7年8月04日 評 価

大阪地方裁判所 岸和田支部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

中塚 新一

第1 評価額

一 括 価 格		
金 2,340,000円		
内 訳 価 格		
物件1	金	1,000,000円
物件2	金	1,340,000円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1	・地積測量図と現況は概ね一致することを確認したが、地積測量図の作成時期が古く、境界が判然としないことから境界、地積等の正確な情報を得るには、専門家による測量を要する。なお、法務局には備付けの公図が無く、後付「附属資料・地番参考図写」により確認を行った。		
2	・登記記録及び法務局備付けの建物図面等を基に実地調査を行い用途、規模、構造等が概ね符合することを確認した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位置・交通	J R 阪和線 和泉鳥取 駅 北 方 道路距離 約860m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	一般住宅を中心に空地も見られる区画整然とした既存住宅地域		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	
	建 ぺ い 率	50%	
	容 積 率	100%	
	防 火 規 制	法22条区域	
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域、居住誘導区域外	
		高さの最高限度10m、壁面後退1m 埋蔵文化財包蔵地該当（詳細は担当課に確認されたい）	
画地条件	規 模	132.25㎡	
	形 状	長方形	
	間口・奥行	間口7.67m・奥行17.24m	
	高 低 差 等	概ね平坦地	
接面道路の状況	北東側	幅員約7.0m舗装私道（建築基準法上非該当）	
	接道状況	中間画地、概ね等高接面	
土地の利用状況等	現 況	一般住宅（物件2）の敷地	
	北東側	道路	
	南東側	一般住宅	
	南西側	水路及び一般住宅	
	北西側	一般住宅	
供給処理施設	上 水 道	あり（特記事項のとおり）	左記の供給処理施設の稼働状況は未確認である。
	ガス配管	なし	
	下 水 道	なし	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	不動産鑑定士による独自調査の結果、公的資料、過去の地歴、現在の使用状況等からは土壌汚染の存在を示す端緒は認められなかった。 但し、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。		
特 記 事 項	・ 建築に際しては、建築基準法43条2項2号の許可を要する。詳細は役所担当課に確認されたい。 ・ 上水道は前面私道に個人の共有管を利用し引込あり（引込柵13mm）。 ・ 南西側一般住宅との境に水路が存在するが詳細は不明である。 ・ 目的土地内に簡易工作物（物置）、ヒートポンプ給湯機あり（後付「土地建物位置関係図」参照）。		

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	(登記記載) 昭和51年6月4日新築
	経過年数	約49年 昭和61年12月2日増築
	経済的残存耐用年数	約0年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル 等
	内 壁	繊維壁、板張り 等
	天 井	ビニールクロス 等
	床	フローリング、畳 等
	設 備	電気、給排水 等
	その他	ヒートポンプ給湯機
床面積 (現況)	延 129.62㎡ 上記増築後の登記数量と現況は概ね符合している。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	7DK
品 等	中位の下	
保守管理の状態	やや劣る。経年相応の劣化・損耗が認められた。	
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり。	
特 記 事 項	(1) 建築確認 (あり)、検査済証 (※あり) ※増築分の検査は、無し (2) 目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 (3) 設備等の稼働の状況を確認したものではない。 (4) 1階洗面室天井に水漏れ跡、キッチン床面に剥離が見られた。 (5) 室内にて猫 (3匹) を飼育。1階の内壁・建具・柱を中心に猫による損傷が見られた。 (6) 室内に動産があり現況目視が困難な箇所があった。 (7) オール電化	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	34,400	0.96	132.25	0.85	3,712,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 泉南-2

公示価格等 33,100円/㎡ × 時点修正 99.7/100 × 標準化補正 100/101 × 地域格差 100/95 = 標準画地価格 34,400円/㎡

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01 方位+1	1.00	1.00	1.00	1.01

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
0.98 幅員▲2	0.97 駅接近性▲3	1.00 居住環境等±0	1.00	0.95

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01 方位+1	1.00	1.00	0.95 供給処理施設▲5	0.96

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	160,000	129.62	0.03	622,000

ウ 現価率

経過年数 約49年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 40%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年} / (\text{経過年数} 49 \text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年}) \} \times (1 - 0.4) \\ = 0.03$$

※観察減価は維持管理の状態及び中古建物に係る市場の特性を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	3,712,000	0.50	法定地上権	1,856,000
合計				1,856,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) (2①ウ) イ	共有持 分割 割合 ウ	占有 減価 エ	市場 性修 正 オ	競売市 場修正 カ	その他 の控除 減価(敷 金等) (円) キ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) ク [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ × キ]
1	3,712,000	- 1,856,000	1/1		0.77	0.70		1,000,000
2	622,000	+ 1,856,000	1/1	1.00	0.77	0.70	0	1,340,000
一括価格 (合計)								2,340,000

ウ 共有持分割合

登記簿上持分は100/100である。

エ 占有減価

本件の場合不要。

オ 市場性修正

以下の減価要因を考慮し、市場性修正率を 0.77 (相乗積) と査定した。

- ・ アスベスト含有建材使用の可能性を完全に排除できないこと (▲10%) : 0.90
- ・ 建替えに際して法43条2項2号の許可を要すること (▲10%) : 0.90
- ・ 目的土地の正確な範囲、数量等の確定に期間及びコストを要すること (▲5%) : 0.95

カ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

キ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 泉南-2

所 在 : 泉南市幡代2丁目607番29 「幡代2-32-4」
価 格 : 33,100円/㎡
位 置 : JR阪和線 和泉鳥取駅 北方 約1,200m (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 206㎡
供給処理施設 : 水道, ガス
接面街路 : 北東 5.2m 市道
用途指定等 : 第1種低層住居専用地域 (建ぺい率50%, 容積率100%), 法22条区域
地域の概要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 3,069,787円
物件2 : 2,102,504円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 地番参考図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

以 上

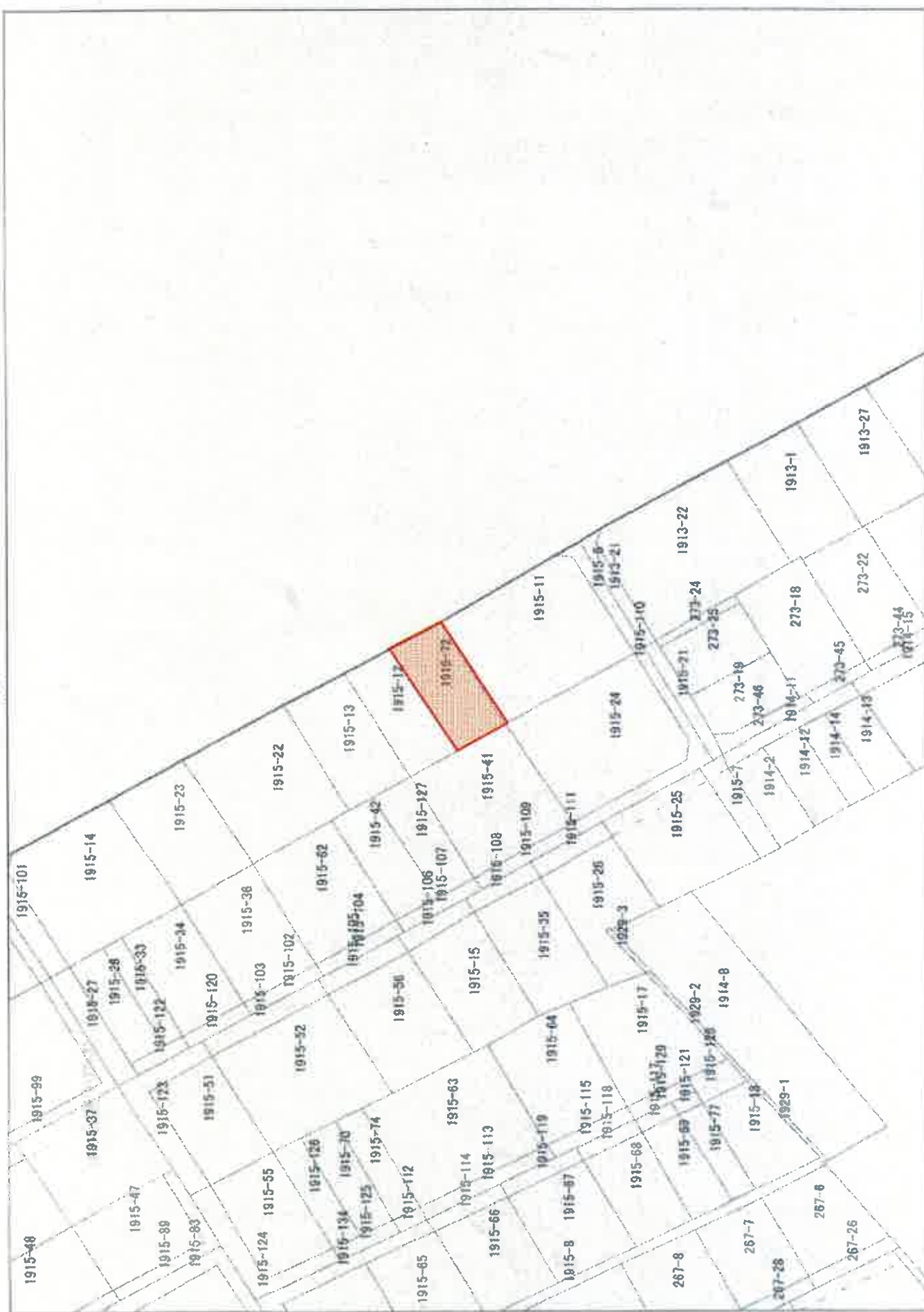
令和 7 年（又）第 19 号

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 阪南市自然田 |
| | 地 番 | 1 9 1 5 番 7 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 3 2. 2 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 阪南市自然田 1 9 1 5 番地 7 2 |
| | 家屋 番号 | 1 9 1 5 番 7 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6. 6 1 平方メートル
2 階 6 3. 0 1 平方メートル |



阪南市



この図面は、地番の配置を示したもので権利関係の確認には使用できません。

登記年月日：昭和50年10月25日

前, 15-12 後・新

212128

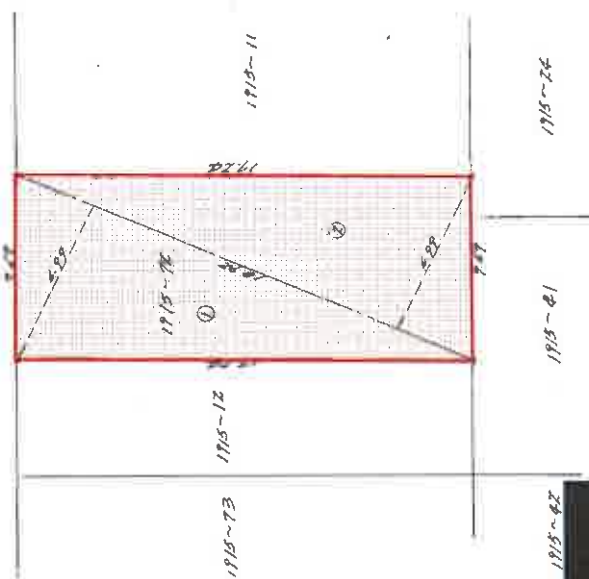
地 積 測 量 図

地 番	15-12-72
土地の所在	大阪府大阪市 大正区大正4丁目1番1号 自然田

大阪府大阪市



泉南市播代 592-6



面積 $18.92 \times (499 + 497) \div 2$
 $= 182.750 \text{ m}^2$
 概況 $182.750 - 182.750$
 $= 0.000 \text{ m}^2$

作 製 年 月 日	昭和50年 10月 25日
作 製 者	
申請人	

(日 測 港 9)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮 尺 1/200

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局岸和田支局査察)
 令和7年5月27日 岸和田法務局

登記官

A4判に縮小

登記年月日：昭和61年12月17日

518307 各階平面図

61.12.17

建物図面
各階平面図

家屋番号 1915番72

建物の所在 大阪府大阪市 東淀川区東中島 自然田1915番地の72

大阪府大阪市

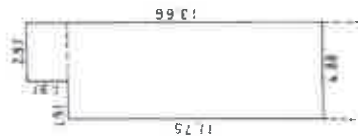
1階



$$4.88 \times 13.65 = 66.6120$$

$$1\text{階 面積} \approx 66.61\text{M}^2$$

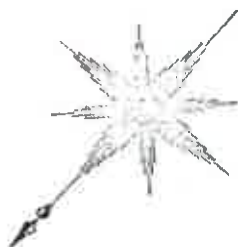
2階



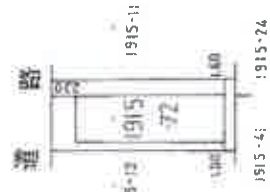
$$2.97 \times 1.91 = 5.6727$$

$$4.88 \times 11.75 = 57.3400$$

$$2\text{階 面積} \approx 63.01\text{M}^2$$



61.12.17



作製者

縮尺 1/250



申請人

縮尺 1/500

大阪土地測量士会

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

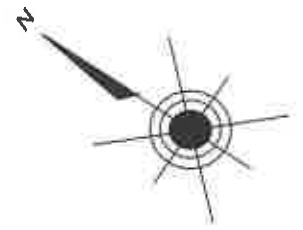
(大阪府法務局 和歌山支局 審判)

令和7年5月27日

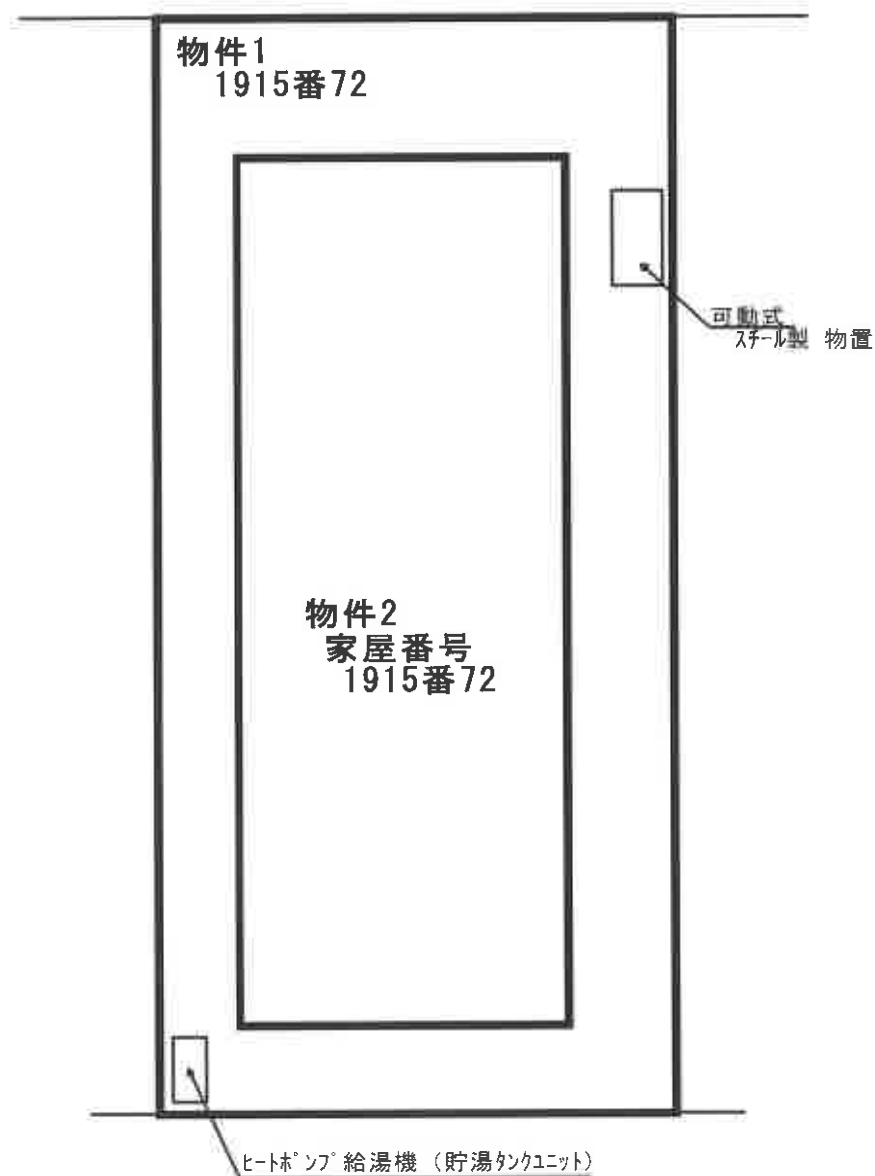
高松法務局

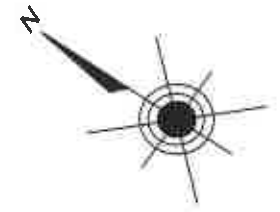
登記官

A4判に縮小



道 路





1階平面図



2階平面図

